



# 第2期 鴻巣市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)

《子ども・子育て環境の整備一部見直し》



令和5年1月  
鴻 巣 市



# 目 次

## 子ども・子育て環境の整備

|  |   |    |
|--|---|----|
| 1  | 教育・保育サービスの充実                                    | 1  |
| (1)                                      | 教育・保育の量の見込みと確保方策                                | 1  |
| (2)                                      | 教育・保育の一体的な提供と推進                                 | 2  |
| (3)                                      | 産後の休業、育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保              | 2  |
| 2  | 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策                        | 3  |
| (1)                                      | 時間外保育事業（延長保育）                                   | 3  |
| (2)                                      | 放課後児童健全育成事業「放課後児童クラブ」                           | 3  |
| (3)                                      | 子育て短期支援事業                                       | 3  |
| (4)                                      | 地域子育て支援拠点事業                                     | 4  |
| (5)                                      | 一時預かり事業   | 4  |
| (6)                                      | 病児・病後児保育事業                                      | 5  |
| (7)                                      | ファミリー・サポート・センター事業（小学校就学児）                       | 5  |
| (8)                                      | 利用者支援事業   | 5  |
| (9)                                      | 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）                         | 6  |
| (10)                                     | 養育支援訪問事業  | 6  |
| (11)                                     | 妊婦健康診査  | 7  |
| (12)                                     | 実費徴収に係る補足給付を行う事業                                | 7  |
| (13)                                     | 多様な主体が参画することを促進するための事業                          | 7  |
|  |   |    |
| 新・放課後子ども総合プランに基づく第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画（別冊） |   |    |
| 1  | 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画          | 11 |
| (1)                                      | 放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標事業量                     | 11 |
| (2)                                      | 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量及び実施計画 | 12 |
| (3)～(9)                                  | 略   | 12 |

## 資 料

|      |                       |    |
|------|-----------------------|----|
| 資料 1 | 計画（見直し）の策定経過          | 15 |
| 資料 2 | 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例   | 16 |
| 資料 3 | 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 | 17 |
| 資料 4 | 諮問書                   | 18 |
| 資料 5 | 答申書                   | 19 |

子ども・子育て環境の整備



# 1 教育・保育サービスの充実

## (1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

### ◆認定区分

| 認定区分 | 対 象 者                           | 利用できる施設              |
|------|---------------------------------|----------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども | 幼稚園、認定こども園           |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども           | 保育所、認定こども園           |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども           | 保育所、認定こども園<br>小規模保育等 |

### ◆教育・保育の量の見込み・確保方策

|       |                   | 1号認定    | 2号認定   |        | 3号認定 |      |
|-------|-------------------|---------|--------|--------|------|------|
|       |                   | 満3歳以上   | 満3歳以上  |        | 1・2歳 | 0歳   |
|       |                   | 教育      | 教育     | 保育     | 保育   | 保育   |
| 令和4年度 | ① 量の見込み<br>(利用希望) | 1,289人  | 1,129人 | 763人   | 88人  |      |
|       | ② 整備<br>目標        | 教育・保育施設 | 1,344人 | 1,209人 | 530人 | 152人 |
|       |                   | 小規模保育   |        |        | 172人 | 48人  |
|       | 過不足(②-①)          |         | 55人    | 80人    | ▲61人 | 112人 |
| 令和5年度 | ① 量の見込み<br>(利用希望) | 1,282人  | 1,094人 | 749人   | 85人  |      |
|       | ② 整備<br>目標        | 教育・保育施設 | 1,333人 | 1,233人 | 538人 | 152人 |
|       |                   | 小規模保育   |        |        | 176人 | 48人  |
|       | 過不足(②-①)          |         | 51人    | 139人   | ▲35人 | 115人 |
| 令和6年度 | ① 量の見込み<br>(利用希望) | 1,260人  | 1,070人 | 732人   | 82人  |      |
|       | ② 整備<br>目標        | 教育・保育施設 | 1,333人 | 1,233人 | 542人 | 152人 |
|       |                   | 小規模保育   |        |        | 172人 | 48人  |
|       | 過不足(②-①)          |         | 73人    | 163人   | ▲18人 | 118人 |

### 【確保方策】

#### —第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画策定時の確保方策—

1号認定については、量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。

一方、2号認定の保育、3号認定の1・2歳児については、量の見込みに対して定員が不足しています。認定こども園への移行による定員増に加え、施設の利用状況を踏まえ、地域型保育施設の整備、保育所定員の見直し等、効果的な定員増を図り、確保体制を整備します。

なお、教育・保育の継続的な充足のため、民間事業者の参入を促進します。

### —令和4年度以降の確保方策—

満3歳以上の1号認定及び2号認定については、量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。

また、3号認定のうち、0歳は量の見込みに対して定員が確保できている一方、1・2歳児については定員が不足することが見込まれており、就学前児童数の推移や入所申請状況、施設の利用状況等を踏まえながら、幼稚園から認定こども園へ移行や保育所の定員の見直しにより、確保体制を整備します。

### (2) 教育・保育の一体的な提供と推進

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・乳幼児期の保育を担う幼稚園、保育所等の役割は重要なものであり、必要なすべての子どもや保護者が、教育・保育の提供を受けることができる環境を整備する必要があります。

幼稚園・保育所としてこれまで培ってきた知識、技能等、双方の良さを活かした認定こども園の普及・促進を図り、乳児期から小学校就学前までの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、小学校との情報交換を密にし、円滑な接続を図っていきます。

### (3) 産後の休業、育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育児休業明けの保育を希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に情報提供するとともに、教育・保育施設や小規模保育施設等の計画的な整備に努め、保護者の就労状況やその変化に柔軟に対応し、待機児童が生じない体制の整備を進めます。



## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労時間や就労形態に対応し、保育所や認定こども園で行う時間外保育サービスで、11時間の開所時間を越えて保育を行う事業です。

#### ◆時間外保育事業の量の見込みと確保方策

|          | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み   | 900人  | 900人  | 900人  |
| ②確保方策    | 900人  | 900人  | 900人  |
| 過不足(②-①) | 0人    | 0人    | 0人    |

### (2) 放課後児童健全育成事業「放課後児童クラブ」

共働き家庭等の留守家庭の小学校に就学している児童に、児童館や学校の余裕教室等で、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

#### ◆放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

|          |     | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------|-----|--------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 低学年 | 1,035人 | 1,048人 | 1,051人 |
|          | 高学年 | 353人   | 358人   | 359人   |
|          | 計   | 1,388人 | 1,406人 | 1,410人 |
| ②確保方策    |     | 2,029人 | 2,029人 | 2,029人 |
| 過不足(②-①) |     | 641人   | 623人   | 619人   |

### (3) 子育て短期支援事業

保護者の様々な理由（疾病、冠婚葬祭、育児疲れの解消等）で、18歳未満の子どもの養育が困難になった場合や、緊急に養育が必要となった場合などに、児童福祉施設において一時的に養育する預かり事業です。

#### ◆子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

|            | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み(年間) | 37人   | 37人   | 37人   |
| ②確保方策      | 37人   | 37人   | 37人   |
| 過不足(②-①)   | 0人    | 0人    | 0人    |

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等で実施するサービスで、子育て中の親子が集い、交流するとともに、育児相談や子育てに関する情報提供等を行う事業です。

##### ◆地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

|          | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み   | 9か所   | 9か所   | 9か所   |
| ②確保方策    | 9か所   | 9か所   | 9か所   |
| 過不足(②-①) | 0か所   | 0か所   | 0か所   |

#### (5) 一時預かり事業

##### ① 幼稚園・認定こども園における一時預かり事業

幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業中等に当該幼稚園や認定こども園で保育する事業です。

##### ◆一時預かり事業(幼稚園・認定こども園在園児)の量の見込みと確保方策

|          | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
|----------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み   | 17,500人 | 17,500人 | 17,500人 |
| ②確保方策    | 17,500人 | 17,500人 | 17,500人 |
| 過不足(②-①) | 0人      | 0人      | 0人      |

##### ② 保育所等における一時預かり事業

一時的に家庭での保育が困難となった児童を対象に、一時的に預かる事業で、幼稚園で行っている一時預かり事業を除く、保育所等やファミリー・サポート・センターなどで行っている事業です。

##### ◆保育所等における一時預かり事業の量の見込みと確保方策

|               |                   | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|---------------|-------------------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み        |                   | 2,988人 | 2,978人 | 2,968人 |
| ②<br>確保<br>方策 | 保育所等              | 1,800人 | 1,800人 | 1,800人 |
|               | ファミリー・サポート・センター事業 | 1,188人 | 1,178人 | 1,168人 |
| 過不足(②-①)      |                   | 0人     | 0人     | 0人     |

(6) 病児・病後児保育事業

病氣中または、病気の回復期で集団保育が困難な児童に、医療機関や保育所に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育、看護を行う事業です。

◆病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策

|          | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 270人   | 310人   | 310人   |
| ②確保方策    | 2,400人 | 2,400人 | 2,400人 |
| 過不足(②-①) | 2,130人 | 2,090人 | 2,090人 |

(7) ファミリー・サポート・センター事業(小学校就学児)

乳幼児や小学生の保護者を対象に、一時預かり等の援助を希望する方と援助を行いたい方が会員となり、相互に援助し合う事業です。

◆ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策

|          | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み   | 709人  | 704人  | 699人  |
| ②確保方策    | 709人  | 704人  | 699人  |
| 過不足(②-①) | 0人    | 0人    | 0人    |

(8) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

◆利用者支援事業の量の見込みと確保方策

|          | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み   | 12か所  | 12か所  | 12か所  |
| ②確保方策    | 12か所  | 12か所  | 12か所  |
| 過不足(②-①) | 0か所   | 0か所   | 0か所   |

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境の把握を行う事業です。

◆乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

|       | 令和4年度                   | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------------------------|-------|-------|
| 量の見込み | 652人                    | 632人  | 613人  |
| 確保方策  | 実施体制：訪問員 3人、実施機関：子育て支援課 |       |       |

(10) 養育支援訪問事業

① 相談員における養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行う事業です。

◆相談員における養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

|       | 令和4年度                                 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|---------------------------------------|-------|-------|
| 量の見込み | 235人                                  | 245人  | 255人  |
| 確保方策  | 実施体制：子ども家庭総合支援拠点相談員 4人<br>実施機関：子育て支援課 |       |       |

② 専門職等における養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、専門的相談支援ならびに育児・家事援助を行う事業です。

◆専門職等における養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

|       | 令和4年度                     | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|---------------------------|-------|-------|
| 量の見込み | 224人                      | 224人  | 224人  |
| 確保方策  | 実施体制：委託機関 1団体、実施機関：子育て支援課 |       |       |

(11) 妊婦健康診査

安心、安全な出産を迎えるため、妊婦を対象に妊娠期間中の定期的な健康診査の受診を勧奨し、健診を行う事業です（受診回数…1人14回）。

◆妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

|       | 令和4年度  | 令和5年度          | 令和6年度          |
|-------|--|----------------|----------------|
| 量の見込み | 652人<br>9,128回   | 632人<br>8,848回 | 613人<br>8,582回 |
| 確保方策  | 実施場所：委託医療機関<br>実施体制：2人<br>検査項目： <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦一般健康診査</li> <li>・HTLV-I抗体検査</li> <li>・クラミジア検査</li> <li>・ヒト免疫不全ウイルス抗体検査</li> <li>・子宮頸がん検査</li> </ul> 実施時期：妊娠届出後から出産まで |                |                |

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して本市が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる給食費や日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に関する行事への参加に要する費用の全部又は一部を助成する事業です。

【確保方策】

鴻巣市実費徴収に係る補足給付実施要綱に基づき実施するとともに、国の動向を注視し、必要に応じて実施要綱の見直しを行います。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、および多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

【確保方策】

住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け事業者が採算性を確保し経営の安定性を維持することも重要であることから、本事業は本市の実情や需給の状態を十分に把握したうえで民間事業者等の参入を促進します。



新・放課後子ども総合プランに基づく  
第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画  
(別冊)





# 1 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画

## （1）放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブは、すべての小学校区に設置されています。第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策は下表のとおりです。量の不足が見込まれるクラブについては、順次施設の整備を検討し、量の確保に努めます。

### ① 市全体の量の見込みと確保方策

|          | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み   | 1,388人 | 1,406人 | 1,410人 |
| ②確保方策    | 2,029人 | 2,029人 | 2,029人 |
| 過不足（②－①） | 641人   | 623人   | 619人   |

### ② 放課後児童クラブ別の量の見込みと整備の必要性

| No. | 放課後児童クラブ名                 | 対象小学校区                  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----|---------------------------|-------------------------|--------|--------|--------|
| 1   | 鴻巣放課後児童クラブ                | 鴻巣東小                    | 65人    | 71人    | 75人    |
| 2   | 赤見台第1放課後児童クラブ             | 赤見台第一小                  | 57人    | 55人    | 54人    |
| 3   | あたご放課後児童クラブ               | 松原小                     | 77人    | 87人    | 90人    |
| 4   | 常光放課後児童クラブ                | 常光小                     | 11人    | 5人     | 3人     |
| 5   | 笠原放課後児童クラブ                | 笠原小                     | —      | —      | —      |
| 6   | 赤見台第2放課後児童クラブ             | 赤見台第二小                  | 49人    | 45人    | 44人    |
| 7   | 南放課後児童クラブ<br>南よつばの願い学童    | 鴻巣南小                    | 101人   | 96人    | 93人    |
| 8   | 田間宮放課後児童クラブ<br>どんぐり学童保育室  | 田間宮小                    | 201人   | 200人   | 202人   |
| 9   | 馬室放課後児童クラブ                | 馬室小                     | 77人    | 79人    | 76人    |
| 10  | 箕田放課後児童クラブ                | 箕田小                     | 60人    | 58人    | 53人    |
| 11  | 神明放課後児童クラブ                | 鴻巣北小                    | 88人    | 96人    | 100人   |
| 12  | 中央放課後児童クラブ                | 鴻巣中央小                   | 86人    | 89人    | 84人    |
| 13  | 吹上放課後児童クラブ<br>吹上もろっ子児童クラブ | 吹上小                     | 110人   | 117人   | 114人   |
| 14  | 下忍放課後児童クラブ                | 下忍小                     | 70人    | 79人    | 92人    |
| 15  | 大芦放課後児童クラブ                | 大芦小                     | 39人    | 38人    | 39人    |
| 16  | 屈巢放課後児童クラブ                | 屈巢小                     | 50人    | 46人    | 47人    |
| 17  | 広田放課後児童クラブ                | 広田小                     | 70人    | 70人    | 70人    |
| 18  | 共和放課後児童クラブ                | 共和小                     | 21人    | 25人    | 25人    |
| 19  | 小谷学童                      | 小谷小<br>田間宮小             | 49人    | 47人    | 46人    |
| 20  | 学童保育ふくろうの森                | 赤見台第一小<br>赤見台第二小<br>下忍小 | 67人    | 63人    | 63人    |
| 21  | なのはな学童保育                  | 吹上小<br>下忍小              | 40人    | 40人    | 40人    |
| 合 計 |                           |                         | 1,388人 | 1,406人 | 1,410人 |

※No.5 笠原放課後児童クラブ 令和4年3月閉室（笠原小 令和4年3月閉校）

※No.13 吹上もろっ子児童クラブ 令和2年4月開室

※No.19 小谷学童 令和4年4月より対象小学校区に田間宮小追加

※No.21 なのはな学童保育 令和3年4月開室

### ③ 児童クラブ別の整備の方向性

| No. | 放課後児童クラブ名     | 対象小学校区 | 整備の必要性                       |
|-----|---------------|--------|------------------------------|
| 1   | 赤見台第1放課後児童クラブ | 赤見台第一小 | 民間クラブの増築による受け入れ先の定員増を目指す     |
| 2   | 田間宮放課後児童クラブ   | 田間宮小   | 2支援単位のクラブの確保を目指す（民設民営クラブの開設） |
| 3   | 馬室放課後児童クラブ    | 馬室小    | 1支援単位のクラブの確保を目指す（民設民営クラブの開設） |
| 4   | 神明放課後児童クラブ    | 鴻巣北小   | 小学校の特別教室の一時利用を検討             |
| 5   | 中央放課後児童クラブ    | 鴻巣中央小  | 小学校の余裕教室の整備を目指す              |
| 6   | 吹上放課後児童クラブ    | 吹上小    | 1支援単位のクラブの確保を目指す（民設民営クラブの開設） |

※整備については「鴻巣市放課後児童クラブの基本的な確保方策方針」に従い対応する

## （2）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量及び実施計画

小学校19校のうち、令和元年度における一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が6校、連携型が6校、連携をしていない学校が2校あります。今後、放課後子ども教室未実施の5校については、令和2年度から令和6年度までに毎年1校ずつ放課後子ども教室を開設し、令和6年度には全校で放課後子ども教室を実施します。

### ◆一体型の目標事業量

|         | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 学 校 数   | 18校   | 18校   | 18校   |
| 一 体 型※  | 8校    | 9校    | 11校   |
| 連 携 型※  | 6校    | 6校    | 7校    |
| そ の 他※  | 2校    | 2校    | 0校    |
| 未 実 施   | 2校    | 1校    | 0校    |
| 開 設 割 合 | 88.9% | 94.4% | 100%  |

※令和4年3月笠原小閉校に伴い学校数は18校


### 【用語説明】

※一体型：学校の敷地内又は隣接する場所から、子どもが自由に往来できる学校。

※連携型：子どもが自由に往来できないが、放課後児童クラブの子どもが放課後子ども教室に参加できる学校。

※その他：放課後児童クラブの子どもが放課後子ども教室に参加できない学校。

## （3）～（9） 略



# 資 料



## 資料1 計画（見直し）の策定経過

| 日程                   | 会議名・内容等  |
|----------------------|--|
| 令和4年8月19日            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて諮問</li> <li>・第1回鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画見直しについて</li> <li>(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策の検討</li> <li>(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の検討</li> <li>(4) 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画（別冊）の検討</li> </ul> </li> </ul> |
| 9月21日                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 意見等に対する回答</li> <li>(2) 第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画の見直し素案の検討</li> </ul> </li> </ul>   |
| 9月28日<br>～<br>10月27日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画見直し（素案）に対する意見公募（パブリックコメント）</li> </ul>   |
| 10月14日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) パブリックコメントの中間報告</li> <li>(2) 第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画の見直し（案）の調整及び答申（案）について</li> </ul> </li> </ul>  |
| 11月16日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) パブリックコメントの結果報告</li> <li>(2) 第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画の見直し（案）及び答申（案）について</li> </ul> </li> </ul>   |
| 11月21日               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会から答申</li> </ul>   |

## 資料2 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例

### 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例

平成 23 年 3 月 30 日  
条例第 6 号

#### (設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「推進法」という。）第 21 条第 1 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、次世代育成支援対策及び子ども・子育て支援事業の推進に関し必要となるべき措置について調査審議するため、鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進法第 8 条第 1 項の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「行動計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 支援法第 61 条第 1 項の子ども・子育て支援事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (3) 行動計画及び事業計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (4) その他次世代育成支援対策に関し必要な事項に関すること。

#### (組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子育て支援サービスの利用者
- (2) 地域活動団体の代表者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 識見を有する者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

#### (庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、こども未来部こども応援課において処理する。

#### (委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 6 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日条例第 1 号抄）

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料3 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

任期 令和2年11月27日から  
令和4年11月26日まで

|     | 氏名    | 所属機関等                | 備考          |
|-----|-------|----------------------|-------------|
| 会長  | 武井利男  | 鴻巣市社会福祉協議会           | 令和4年8月19日から |
| 副会長 | 石崎恵子  | 鴻巣市民生委員児童委員協議会連合会    |             |
|     | 今西里紗  | 公募委員                 |             |
|     | 大塚忠和  | 鴻巣市私立幼稚園認定こども園協会     |             |
|     | 大原敏昭  | 公募委員                 |             |
|     | 久保田泰雄 | 市内民間保育園代表            |             |
|     | 河野力哉  | 鴻巣市私立幼稚園認定こども園PTA連合会 | 令和4年8月19日から |
|     | 小松大祐  | 鴻巣市障がい者団体・支援団体連絡協議会  |             |
|     | 島村伸之  | 鴻巣市PTA連合会            | 令和4年8月19日から |
|     | 白鳥玲菜  | 鎌塚保育所保護者会            | 令和4年8月19日から |
|     | 竹内茂雄  | 公募委員                 |             |
|     | 田中沙友里 | 公募委員                 |             |
|     | 田中宏一  | 児童支援の会はばたき           | 令和4年8月19日から |
|     | 山口延之  | 鴻巣市自治会連合会            | 令和4年8月19日から |
|     | 吉田真知代 | 埼玉県鴻巣保健所             | 令和4年8月19日から |
|     | 渡邊吉行  | 連合埼玉 県央地域協議会         |             |

## 資料4 諮問書

鴻こ応第373号  
令和4年8月19日

鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会  
会 長 武 井 利 男 様

鴻巣市長 並 木 正 年

### 諮 問 書

下記の事項について、諮問いたします。

#### 記

#### 1 諮問事項

第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の見直しについて

#### 2 諮問理由

鴻巣市では、令和2年3月に5か年の鴻巣市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度から令和6年度までの期間）を策定しました。

この計画の「第5章 今後の取り組み」の「3 計画の点検・評価」中に「計画と実績に乖離があり、必要がある場合は計画の見直しを行うこととします」と明記されています。

「第4章 子ども・子育て環境の整備」における「教育・保育の量の見込みと確保方策」並びに「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」等について、これまでの実績値を踏まえ、計画の見直しを検討していただきたく諮問いたします。



## 資料5 答申書

令和4年11月21日

鴻巣市長 並木正年様

鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会  
会長 武井利男

## 答申書

令和4年8月19日付け鴻こ応第373号で諮問を受けた、第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の見直しについて、本協議会で審議した結果を下記のとおり答申いたします。

## 記

本協議会は、令和4年8月19日に「第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」の見直しについて諮問を受け、計4回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねて参りました。

諮問された計画の見直しについては、現計画中「教育・保育の量の見込み及び確保方策」並びに「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」に係る部分を見直すこととしているが、その見直し案は、子ども・子育て支援新制度のもと、大きく変化している教育・保育を取り巻く状況と、これまでの実績を踏まえたものであり、計画期間内の子育て支援推進の指針として、概ね適切な計画であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては、以下の事項について、十分配慮されることを要望します。

- 1 本市では、認定こども園への移行や、地域型保育施設の整備等により、保育体制の充実が図られてきたところであるが、今後、定員が不足されることが見込まれる1・2歳児における受け入れ態勢の確保については、定員の見直しが難しい小規模保育所において、年齢ごとの定員枠を調整する等、需給バランスに配慮した方策を図ること。また、転入出等における流動的な需要の増減についても、地域ごとの状況を把握し、受け入れ態勢の不足や過剰供給とならないよう配慮したうえで、住民ニーズに沿った保育・教育の充足を図ること。

- 2 鎌塚、吹上富士見保育所の老朽化対策については、行政改革の視点のみに偏ることなく、施設利用者である市民の意見にも十分留意し、慎重かつ丁寧に対処すべきである。また、公立保育所については、保育に対する現場のニーズを把握し、本市の保育行政の方向性に沿った保育を提供するうえで重要な役割を果たしており、その機能は存続すべきである。今後、新しく再編するのであれば、障がい児支援施設の充実や多様な保育機能を有する複合施設の検討に加え、医療・保健等の保護者の育児不安を解消できる機能を含めることも併せて検討していただきたい。
- 3 教育・保育の一体的な推進にあたっては、保育所、幼稚園、認定こども園等のそれぞれが互いに連携し、教育・保育の提供を行える環境の整備を引き続き推進していただきたい。
- 4 本計画の推進にあたっては、引き続き、常に子どもそのものに目を向け、子どもを中心に考えていくような施策・事業の展開を心掛けるとともに、温かく子どもたちの自立を見守っていくという視点を踏襲のうえ鋭意努力していただきたい。

## 第2期鴻巣市子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

《子ども・子育て環境の整備一部見直し》

《新・放課後子ども総合プランに基づく第2期鴻巣市  
子ども・子育て支援事業計画（別冊）一部見直し》

令和5年1月

発行 鴻巣市

編集 鴻巣市こども未来部こども応援課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

TEL 048-541-1321

FAX 048-541-1328

市ホームページ

<https://www.city.kounosu.saitama.jp/>

